

「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」

～ 死傷者数の急増を受け、労働災害防止団体等に労働災害防止活動の徹底を要請～

新潟労働局は、本年5月末現在の死傷災害者数が1,125人(速報値)となっており、前年同期比390人(53.1%)の増加となっています。この増加率は、全国ワースト2位であり、非常に憂慮すべき状況となっていることから、関係団体の皆様に労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請を行いました。

[別添資料]

- ・労働災害防止団体等名簿
- ・緊急要請文
- ・令和3年業種別・署別労働災害発生状況(休業4日以上)新潟労働局(令和3年5月末)
- ・新潟ゼロ災宣言運動2021
- ・職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう!
- ・STOP!転倒災害プロジェクト
- ・～働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう～
- ・STOP!熱中症クールワークキャンペーン - 熱中症予防対策の徹底を図ろう -
- ・第94回全国安全週間

別記 各労働災害防止団体等の長 殿

新潟労働局長

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について

平素から労働行政の推進について、格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新潟県内における労働災害防止については、平成 30 年度を初年度とし、来年度を目標年度とした「第 13 次労働災害防止推進計画」に基づき、災害の減少に向け各種の取組を進めているところですが、本年 5 月末現在の死傷災害(死亡及び休業 4 日以上の労働災害)者数は 1,125 人(速報値)となっており、前年同期比 390 人(+53.1%)の増加となっています。この増加率は、全国ワースト 2 位であり、非常に憂慮すべき状況となっていることから、関係団体の皆様に労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請をさせていただくことといたしました。

本年の発生状況をみますと、死亡災害(6 人)は墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、交通事故と多様ですが、うち半数は掃除等の臨時や非定常の作業時での発生となっています。また、休業災害では、新型コロナウイルスの感染によるもののほか、転倒によるものが最も多く、被災者の高齢化率も上がっています。さらに、新潟地方気象台の今後の 3 か月予報から、熱中症による災害の発生も懸念されるところです。

つきましては、今月は 7 月 1 日から始まる全国安全週間の準備期間であり、貴団体及び所属の傘下会員事業場におかれては、それぞれお取組をいただいていると思いますが、本年の新潟県内の労働災害発生状況を踏まえ、下記に示す取組の徹底を図ることにより、一層の労働災害防止に努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

記

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況、掃除等の非定常作業や臨時の作業を行う場合の安全確保の状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等に、その職務を確実に遂行させ、事業場の安全衛生管理体制を充実すること。
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。

- 4 本年の労働災害発生動向等を踏まえ、以下の労働災害防止対策を重点的に取組むこと。
- (1) 職場における新型コロナウイルス等感染症予防対策
 - (2) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目の解消等の転倒災害防止対策
 - (3) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施による高年齢労働者に対する労働災害防止対策
 - (4) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発等の交通労働災害防止対策
 - (5) WBGT 値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理等の熱中症予防対策

団体名

団体名	所在地
(一社)新潟県労働基準協会連合会	〒950-0965 新潟市中央区新光町5番地1 千歳ビル 2F
建設業労働災害防止協会新潟県支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町 7-5 新潟県建設会館 2F
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 新潟県支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-4 県トラック会館 4F
林業・木材製造業労働災害防止協会 新潟県支部	〒950-0072 新潟市中央区竜が島 1-7-13 新潟木材会館内 2F
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 新潟県支部	〒950-0072 新潟市中央区竜が島 1-7-13 新潟木材会館内 2F
(一社)日本ボイラ協会 新潟支部	〒951-8067 新潟市中央区本町通7番町1153番地 新潟本町通ビル 8F
(一社)日本クレーン協会 新潟支部	〒950-0806 新潟市東区海老ヶ瀬 45-1
(公社)建設荷役車両安全技術協会 新潟県支部	〒950-0961 新潟市中央区東出来島 11-16 新潟県自動車会館内
(一社)燕西蒲労災防止協会	〒959-1200 燕市東太田字杉名田 6857

令和3年業種別・署別労働災害発生状況（休業4日以上）

新潟労働局（令和3年5月末）

業種別	新潟	長岡	上越	三条	新発田	新津	小出	十日町	佐渡	合計	前年同期	対前年同期増減数	増減率 (%)
製造業	49	48	19	71	61	14	19	7		288	204	+84	+41.2
食料品	16	14	3	1	30	3	11	3		81	58	+23	+39.7
繊維工業				2		1	1			4	3	+1	+33.3
衣服・繊維製品	1			2	2			1		6	1	+5	+500.0
木材・木製品	1		1	2	4					8	7	+1	+14.3
家具・装備品			1	2	1					4	5	-1	-20.0
パルプ・紙・紙加工品	2	3		2			1			8	3	+5	+166.7
印刷・製本業	2			4	1					7	3	+4	+133.3
化学工業	3	2	2	3	1	2				13	10	+3	+30.0
窯業・土石製品	5	3	2	2	5	1	3			21	9	+12	+133.3
鉄鋼業	1	5		5						11	6	+5	+83.3
非鉄金属		1	3					1		5	3	+2	+66.7
金属製品	7	1	1	37	6	3				55	45	+10	+22.2
一般機械器具	4	7		6	1	1	1			20	17	+3	+17.6
電気機械器具	1	5	2	1	3	2	1	1		16	4	+12	+300.0
輸送用機械等	1	2		1	4	1				9	6	+3	+50.0
電気・ガス・水道	1	1			1					3		+3	#DIV/0!
その他の製造	4	4	4	1	2		1	1		17	24	-7	-29.2
鉱業		1	1		1					3	1	+2	+200.0
うち土石採取業		1	1		1					3	1	+2	+200.0
建設業	39	23	22	15	24	8	4	17	2	154	104	+50	+48.1
土木工事業	7	6	10	6	6	6		5		46	22	+24	+109.1
建築工事業	24	14	7	5	16	2	3	5	1	77	65	+12	+18.5
うち木建工事業	8	5	1	3	8	1	3	2		31	24	+7	+29.2
その他の建設業	8	3	5	4	2		1	7	1	31	17	+14	+82.4
運輸交通業	42	23	11	9	12	8	9	1	2	117	88	+29	+33.0
うち道路貨物運送業	38	23	8	8	10	7		1	2	97	77	+20	+26.0
貨物取扱業	2				2					4	3	+1	+33.3
うち港湾運送業	1				2					3	2	+1	+50.0
農林業	2	3	1	1	2	2	1			12	8	+4	+50.0
うち林業		2		1	1	1				5	4	+1	+25.0
畜産・水産業		1			11				3	15	11	+4	+36.4
うち漁業					1				3	4	1	+3	+300.0
その他の事業	168	75	55	46	68	26	59	27	8	532	316	+216	+68.4
小売業	62	22	16	16	18	10	9	6	3	162	77	+85	+110.4
社会福祉施設	34	11	10	12	18	3	8	15	2	113	56	+57	+101.8
飲食店	12	3	4	1	1	3	2	2		28	20	+8	+40.0
総計	302	174	109	142	181	58	92	52	15	1,125	735	+390	+53.1
前年同期	189	106	95	117	91	34	72	20	11	735			
対前年同期増減数	+113	+68	+14	+25	+90	+24	+20	+32	+4	+390			
増減率 (%)	+59.8	+64.2	+14.7	+21.4	+98.9	+70.6	+27.8	+160.0	+36.4	+53.1			

労働災害ゼロにチャレンジしてみませんか？

「新潟ゼロ災宣言運動 2021」参加事業場募集！

新潟労働局では、労使協力して集中的な取組を行い、労働災害ゼロを達成していただくため、今年も「新潟ゼロ災宣言運動」を実施します。

この運動も5年目となりますが、実施期間は昨年同様6か月として、安全宣言していただくこととしています。

事業場における自主的な安全衛生活動の一環として、みなさまの積極的なご参加をお待ちしています。

概要 労使協力して「安全宣言」し、期間中ゼロ災害を達成した事業場について達成証を交付します。

なお、承諾をいただいた参加事業場については、名称や所在地(市町村名のみ)、業種は、新潟労働局ホームページ(HP)で公表します。

実施期間 令和3年7月1日～12月31日
(申請期間：令和3年6月1日～7月7日)

対象 新潟県内に所在する事業場(規模、業種は問いません)

参加申請 原則・新潟労働局HPの「専用フォーム」をご利用ください(HP掲載様式での提出も可能です)。

参加いただき、期間中の労働災害「ゼロ」を達成した事業場には、達成証を交付します。

詳細は、新潟労働局のホームページへ掲載を予定しています。



YouTube



Twitter



LINE



【問合先・担当課】

新潟労働局労働基準部健康安全課

〒950-8625

新潟市中央区美咲町1-2-1

新潟美咲合同庁舎2号館3階

TEL 025-288-3505

新型コロナウイルス感染防止対策と併せ、労使協力し
みんなでより安全な職場を築きましょう！

新潟労働局・各労働基準監督署

新潟労働局はSNS(YouTube、Twitter、LINE)を開始しました(QRコード参照)

申請の仕方

6 か月間の災害防止対策を労使で協力し、「安全宣言」を作成し、事業場内の見やすい箇所に掲示してください。

この「安全宣言」の内容を新潟労働局のホームページ（以下「HP」という。）申請フォームで送信するか、専用様式を新潟労働局労働基準部健康安全課に郵送してください。これにより申請となります。

令和4年1月になりましたら、新潟労働局のホームページの申請フォームで結果報告を送信するか、専用様式で郵送により報告してください。

後日、達成証を交付します。

企業において安全確保を最優先に取り組んでもらえる企業を募集してます！

企業内の働く人の命や健康を守るだけでなく、生産性の向上が期待されるとともに、企業内の意識を高め、働く人同士の信頼感の向上につながることを期待されます。良い労働環境であれば働きがいをもって業務をこなし、個々の能力が向上できます。ご家族も安心して働く人を企業に送り出せます。

安全を確保しており「安全への取組、災害の発生状況等の安全情報」を公開しても可能と思われる事業場は、厚生労働省の「あんぜんプロジェクトに参加してください（企業のHPがなくても参加可で無料）（厚生労働省のHPの「あんぜんプロジェクト」参照）



STOP! 転倒災害

3つの転倒予防

転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**
転倒によるケガの約**6割**が休業**1**か月以上のケガです！！

- ① 作業場所の**整理整頓**
- ② 作業場所の**清掃**
- ③ 毎日の**運動**

▶ 転倒災害は、大きく**3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

- 滑り
- つまずき
- 踏み外し

厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック！

厚生労働省 **STOP! 転倒** 検索

【印刷用図】

イメージ図

【印刷用】

新潟ゼロ災宣言運動2021
ゼロ災達成証

●●●●株式会社▲▲営業所 様

貴事業場は「新潟ゼロ災宣言運動2021」に参加、し、
労使協力して労働災害防止のための取組を行い期間、
中の労働災害ゼロを達成したことを証します。

取組期間 2021年7月1日～12月31日

令和4年●月●日

厚生労働省新潟労働局長

印

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施していただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	確認
1. 感染予防のための対策	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に関与することを確認し、従業員に対して感染予防を推進することを確認している。	はい/いいえ
・事業場の感染予防の責任を責任範囲を明確にしている。（非正規雇用、派遣労働者など）	はい/いいえ
・会社の感染予防マニュアルについて、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るよう呼びかけること、管理担当者に変更している。	はい/いいえ
・発生時の急ぎの、緊急時の感染予防が実施されている。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の手順について、労働者全員に周知している。	はい/いいえ
・職場以外での労働者が感染予防の行動を取るよう周知している。かつ、帰りの場や、密い空間での感染予防について、労働者全員に周知している。	はい/いいえ
・新型コロナウイルス感染症アプリ（DOSH）を推奨し、インストールを労働者に勧めている。	はい/いいえ
2. 感染防止のための基本的な対策	
① 事業者において常に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の具体的な詳細は、職場での対応を基に、実施している。	はい/いいえ
② 感染防止のための3つの基本（1）身体的距離の確保、2）マスクの着用、3）手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m以上確保している。	はい/いいえ
・感染予防マスクの着用が義務づけられている。	はい/いいえ
・手洗い・手指消毒の機会が十分に確保されている。	はい/いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら

＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞

0 1 2 0 - 6 0 - 3 9 9 9

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- ▶ 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- ▶ さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- ▶ こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

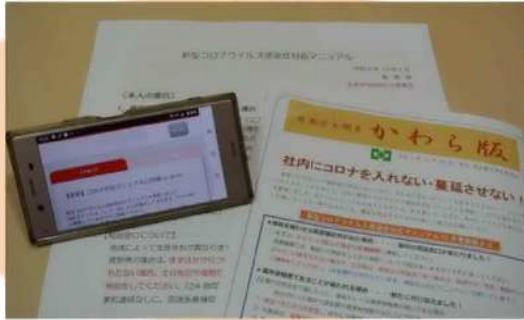
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- ▶ サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- ▶ 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

- ▶ 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
①感染リスクのある社員の自宅待機
②濃厚接触者の把握
③消毒
④関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。



○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- ▶ スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- ▶ WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- ▶ 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

- ※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要
休憩所での対策（小売業） **社員食堂での対策（製造業）**



- ▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面としないよう斜めに配置した。



- ▶ 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- ▶ また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- ▶ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

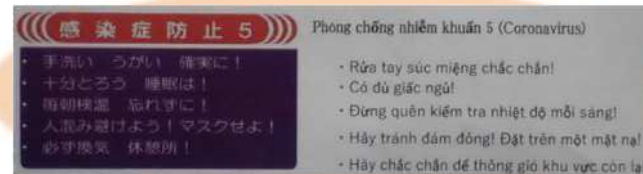
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- ▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



- ▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。 [STOP! 転倒](#) [検索](#)

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

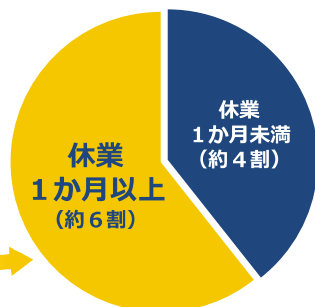
休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

特徴2 特に高齢者で多く発生!

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

[STOP! 転倒](#) [検索](#)

(2017.2)



STOP! 転倒災害プロジェクト

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!

まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

切り取り線

転倒危険！



コメント

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

参考：ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： **100万円**（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

詳しくは
こちら⇒
(厚生省HP)



お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
(土日祝休み)

高年齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

<ul style="list-style-type: none"> 中央労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 林業・木材製造業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 	<ul style="list-style-type: none"> 技術支援部業務調整課 技術管理部指導課 技術管理部 教育支援課 技術管理部 	<ul style="list-style-type: none"> 03-3452-6366 (製造業、下記以外の業種関係) 03-3453-0464 (建設業関係) 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係) 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係) 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)
---	---	---

無料

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高年齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高年齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 資金、退職金制度の整備に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- 能力開発に関する事
- 健康管理に関する事
- その他高年齢者等の雇用問題に関する事

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.ieed.or.jp>) から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.ieed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています



(R2. 8)

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

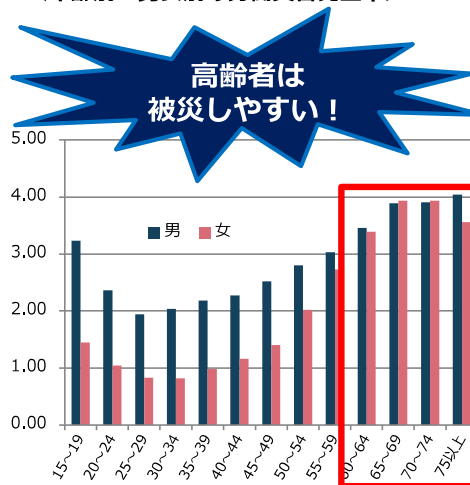
皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で**1.5倍**）

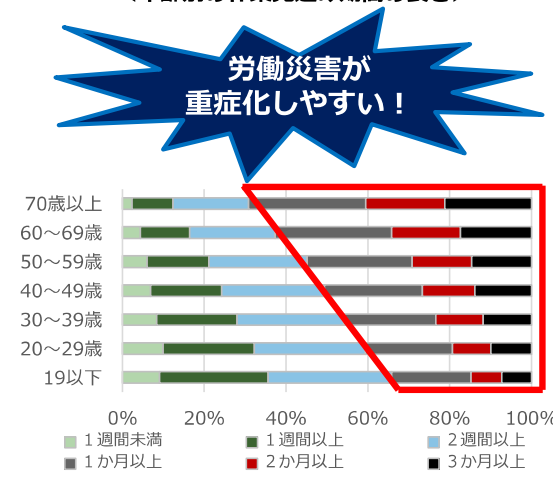
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）

労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い

<年齢別・男女別の労働災害発生率>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数
出典：労働力調査、労働者死傷病報告（2019年）

出典：労働者死傷病報告（2019年）



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
(4ページ参照)

事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善を行います**

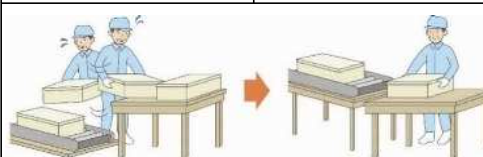
↓対策の例↓



通路を含め作業場所の照度を確保する



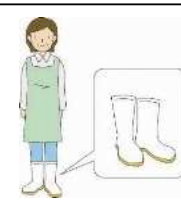
警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等是有効視野を考慮



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

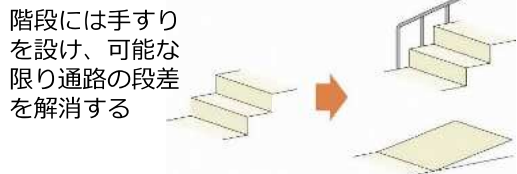


例えば戸口に段差がある時

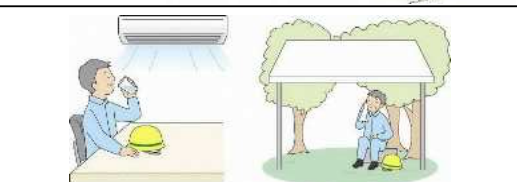


防滑靴を利用させる

解消できない危険箇所には標識等で注意喚起



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

- (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直します**。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握

- ・健康診断を確実に実施します
- ・職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

- (2) 体力の状況の把握

- ・主に高齢労働者を対象とした**体力チェックを継続的に行う**よう努めます
- ・体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

※注意点※

- ・安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

1 身体機能計測結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は: cm / 秒 (歩数) =

歩数	1	2	3	4	5
時間	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66
歩数	~1.38	~1.45	~1.80		

② 腰のステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は: 回 / 20秒

歩数	1	2	3	4	5
回数	~21	25	29	44	48
歩数	~28	~43			

③ フランクリン・リレー（動的バランス）
あなたの結果は: cm

歩数	1	2	3	4	5
時間	~19	25	30	36	40
歩数	~29	~35	~39		

④ 間投片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は: 秒

歩数	1	2	3	4	5
時間	~7	7.1	17.1	25.1	30.1
歩数	~17	~22	~25	~29	

⑤ 間投片足立ち（動的バランス）
あなたの結果は: 秒

歩数	1	2	3	4	5
時間	~15	15.1	30.1	34.1	120.1
歩数	~30	~34	~120		

詳しくはこちら→

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

※取組の例※

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



5 安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・**再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練**を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

- (3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

令和3年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —


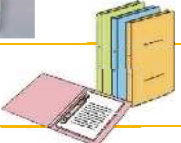






職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。  
<input type="checkbox"/> 服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょ。迷わず救急車を呼びましょう! 
<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 
<input type="checkbox"/> 緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ WBGT値の把握






JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	休憩場所には水、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょ。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、**作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底**しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取り**ましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- 少しでも異常を認めるときは、ためらうことなく、病院に搬送**しましょ。



第94回

全国安全週間

SLOGAN

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場



安全管理せな
あかんよ

!!

令和3年
7/1▶7

令和3年 準備期間
6/1▶30

宮川大輔

第94回全国安全週間について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、これまで一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えることとなりました。

この間、事業場においては、労使が協調し、労働災害防止に向けた弛まぬ取り組みを展開してこられました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となりました。

一方、令和2年の休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害、「動作の反動・無理な動作」による労働災害が増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害により、平成14年以降で最多となりました。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」のローガンのもと、労働災害防止に向けたより一層の取り組みをお願いします。

また、安全活動の実施にあたっては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組んでいただくようお願い申し上げます。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

毎日の笑顔は
やっぱり安全管理からやね！
みんな元気な職場が一番！



職場の安全、全国安全週間に
関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/index.html
中央労働災害防止協会	https://www.jisha.or.jp/
職場のあんぜんサイト	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/
あんぜんプロジェクト	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html

職場の安全、全国安全週間に
関する情報はこちらで検索！

厚生労働省 安全衛生	検索
中央労働災害防止協会 安全週間	検索
職場のあんぜんサイト	検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署